第十条第三項第十一号中「又は登録国債」を「、登録国債若しくは暗号資産又は電子決済手段」に改める。

第十七条第二項第六号中「第六条第一項第四号から第八号まで」を「第六条第一項第五号、第七号又は第八号」に改め、同項第七号ハ中「イ及びロ」を「イからハまで」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ　国内に所在する不動産（不動産の上に存する権利を含む。）の売買、交換又は貸借の代理又は媒介

第二十八条第一項中「並びに第三十九条第六項」を「、第三十九条第六項並びに第四十条第五項」に改め、同条第十五項を同条第十六項とし、同条第十四項を同条第十五項とし、同条第十三項の次に次の一項を加える。

14　法人課税信託等の固有事業者が特定少額資産販売事業者である場合における当該法人課税信託等の受託事業者については、法第五十七条の七第一項の登録を受けたものとみなして、法及びこの政令の規定を適用する。この場合において、法第八条の二第二項第一号中「特定少額資産販売事業者」とあるのは「第十五条第三項に規定する受託事業者に係る同条第一項に規定する法人課税信託等の同条第四項に規定する固有事業者」と、法第五十七条の八第一号中「当該特定少額資産販売事業者」とあるのは「当該特定少額資産の譲渡を行つた第十五条第三項に規定する受託事業者に係る同条第一項に規定する法人課税信託等の同条第四項に規定する固有事業者」とする。

第二十九条の見出し中「特定プラットフォーム事業者」を「第一種プラットフォーム事業者」に改め、同条第一項中「特定プラットフォーム事業者」を「第一種プラットフォーム事業者」に改め、「第五項第一号」の下に「及び次条」を加え、「同条第二項」を「法第十五条の二第二項」に改め、同条第二項中「特定プラットフォーム事業者」を「第一種プラットフォーム事業者」に、「その課税期間」を「同項の課税期間」に改め、同条第三項中「電気通信利用役務の提供」を「もの」に改め、同条第五項第一号及び第二号中「特定プラットフォーム事業者」を「第一種プラットフォーム事業者」に改める。

第三十条を次のように改める。

（第二種プラットフォーム事業者が合併等を行つた場合の取扱い等）

第三十条　事業者が、第二種プラットフォーム事業者（法第十五条の三第一項に規定する第二種プラットフォーム事業者をいう。以下この項及び第五項において同じ。）のデジタルプラットフォームに係る事業を合併若しくは分割により承継し、又は当該事業を譲り受けた場合には、当該事業を承継した合併法人若しくは分割承継法人又は当該事業を譲り受けた事業者（第二種プラットフォーム事業者を除く。次項において「合併法人等」という。）は、当該合併若しくは分割又は譲受けがあつた日に同条第二項の規定による指定を受けたものとみなす。この場合においては、同項後段の規定は、適用しない。

2　合併法人等についての法第十五条の三第三項本文、第四項及び第五項の規定の適用については、同条第三項本文中「前項の規定により第二種プラットフォーム事業者として指定を受けるべき者は、同項の課税期間に係る第四十五条第一項の規定による申告書の提出期限（同項の規定による申告の義務がない場合にあつては、当該申告の義務があるとした場合の同項の規定による申告書の提出期限）までに」とあるのは「消費税法施行令第三十条第一項に規定する合併法人等に該当することとなつた者は、その合併若しくは分割又は譲受けの日後遅滞なく」と、同条第四項中「第二項の規定により」とあるのは「消費税法施行令第三十条第一項の規定により第二項の規定による指定を受けたものとみなされる」と、「指定した」とあるのは「把握した」と、同条第五項中「前項の通知を受けた」とあるのは「前項の」とする。

3　法第十五条の三第一項の規定の適用を受ける同項第一号の国外事業者及び同項第二号の事業者の法第三十条、第三十二条、第三十四条及び第三十五条の規定の適用については、法第三十条第二項第一号、第三十二条第一項第二号イ及び第四項第二号イ、第三十四条第一項並びに第三十五条中「課税資産の譲渡等に」とあるのは、「課税資産の譲渡等（第十五条の三第一項の規定の適用を受けるものを含む。）に」とする。

4　法第十五条の三第四項、第六項又は第十二項の規定による公表は、インターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法により行うものとする。

5　法第十五条の三第四項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　第二種プラットフォーム事業者に係るデジタルプラットフォームの名称

二　第二種プラットフォーム事業者の氏名又は名称

三　法第十五条の三第二項の指定の効力が生ずる年月日

第四十六条の二第一項中「法律」を「法第八条の二第一項その他の法律」に改める。

第四十八条第二項第一号中「、暗号資産」を削り、同条第五項中「（以下この項において「有価証券等」という。）」を削り、「又は同条第一項第四号」を「、同条第一項第一号に掲げる暗号資産の譲渡をした場合又は同項第四号」に改め、「。以下この項において同じ」を削り、「当該譲渡に」を「これらの譲渡に」に、「当該有価証券等又は金銭債権」を「これら」に改める。

第四十九条第一項第一号ハ⑷中「いう」を「いい、特定金属くずに該当するものを除く」に改め、同号ハ⑷を同号ハ⑸とし、同号ハ⑶の次に次のように加える。

⑷　盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（令和七年法律第七十五号）第二条第四号（定義）に規定する特定金属くず買受業を営む同法第三条第一項（特定金属くず買受業の届出）の届出を行つた事業者が、他の者から買い受けた特定金属くず（同法第二条第三号に規定する特定金属くずをいう。⑸において同じ。）

第五十一条第四項中「（昭和二十九年政令第百五十号）」を削る。

第五十七条第二項第一号中「課税資産の譲渡等」の下に「（特定少額資産の譲渡に該当するもの及び法第七条第一項、法第八条第一項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。以下この条において同じ。）」を加え、「以下」を「特定少額資産の譲渡に係るものを除く。以下」に改め、同条第三項第一号中「（法第七条第一項、第八条第一項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。以下この条において同じ。）」を削り、同条第五項第七号中「から」を「（特定少額資産の譲渡に係るものを除く。）から」に改め、「消費税額」の下に「（特定少額資産の譲渡に係るものを除く。）」を加える。

第六十一条を次のように改める。

（課税貨物に消費税が課された場合の消費税額の控除に係る書類の保存方法）

第六十一条　法第四十条第一項の規定の適用を受けようとする事業者は、同条第二項に規定する書類を整理し、同条第一項に規定する課税貨物に消費税が課された場合に該当することとなつた日の属する課税期間に係る確定申告書の提出期限の翌日から七年間、これを当該事業者の納税地又はその取引に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地に保存（当該書類が電磁的記録（第四十九条第十項に規定する電磁的記録をいう。次項において同じ。）である場合にあつては、財務省令で定める方法による保存に限る。）をしなければならない。

2　前項に規定する課税期間に係る確定申告書の提出期限の翌日から五年を経過した日以後の期間における同項の規定による保存（同項の規定による電磁的記録の保存を除く。）は、財務大臣の定める方法によることができる。

第六十三条の二第二項中「、第七十条の十三並びに第七十一条第二項及び第五項」を「並びに第七十条の十三」に改め、「、第七十一条第二項中「経過した日」とあるのは「経過した日（法第四十五条の二第一項の規定の適用がある場合には、当該課税期間に係る同項に規定する消費税申告書の提出期限の翌日。第五項において同じ。）」と」を削る。

第七十条の三中「ようとする」の下に「特定国外事業者（」を、「特定国外事業者」の下に「をいう。以下この章において同じ。）」を加える。

第七十条の五第一項第四号中「法第五十七条の二第五項第一号に規定する」を削る。